

社会保険 いばらき

10

社会保険料は納付期限までの納入をお願いします。

2016 October
NO.459

- 年金相談は予約が便利です
- 住所変更届をご提出ください
- 海外療養費支給申請書は神奈川支部へご提出ください
- 年金セミナー・健康管理講座を開催します



「紅色の丘」(撮影・ひたちなか市海浜公園)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

日本年金機構からのお知らせ

社会保険料は納付期限までの納入をお願いします。

社会保険料は事業主と被保険者が折半で納め、その保険料は健康保険の給付や医療費、介護保険の介護サービス、厚生年金保険の年金給付に充てられる非常に大切な財源となっています。制度の趣旨をご理解のうえ、保険料は必ず納付期限内に納めていただくよう事業主さまのご協力をお願いします。

保険料は月単位で

健康保険や厚生年金などの保険料は月単位で計算され、月途中の入退社でも日割り計算はされません。

なお、同一月内に被保険者資格を取得・喪失し、同じ月内に国民年金の被保険者または社会保険の適用事業所に再就職した場合、厚生年金保険料は納付が不要となります。ただし、健康保険料や介護保険料は徴収しなければなりません。

給与からの被保険者分控除

事業主は、被保険者に支払う給与から被保険者負担分の保険料を控除する場合、前月分の保険料を控除します。

納付義務

事業主は、事業主負担分の保険料と合わせて納付期限までに納めなければなりません。

なお、保険料の納入は口座振替が便利です。

1円未満の端数計算

被保険者負担分の保険料に1円未満の端数が生じた場合、事業主と被保険者との間で契約を結んでいない限り、次のように取り扱います。

●源泉徴収する場合

事業主が給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

●源泉徴収しない場合

被保険者が被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

※厚生年金保険料率の改定による厚生年金保険料額の変更及び、今年提出していただいた算定基礎届により標準報酬月額が変更になった方は、今月（10月）支払う給与から控除額が変更となります。

※10月からの適用拡大に伴い、厚生年金保険の標準報酬月額の下限が9.8万円から8.8万円に1等級引下げられます。該当する被保険者がいる事業主様に対して、日本年金機構から10月中にお知らせが送付される予定です。詳しくは管轄の年金事務所へお問い合わせ下さい。

日本年金機構からのお知らせ

ご存知ですか？ 年金相談は予約が便利です！

茨城県内の各年金事務所では、年金相談の予約サービスを実施し、お客様にお待ちいただく時間の短縮を図っています。

ご予約いただければ、お客様のご都合が良い時間にご相談が受けられます。

ご相談を希望される日の前日まで、お電話や各年金事務所の窓口でご予約を承っておりますので、是非、ご利用ください。

ご予約のお申し込み

- 年金手帳（基礎年金番号通知書）や年金証書など、基礎年金番号が分かるものをお手元に準備してから、予約をお申し込みください。
- お客様がご希望の時間や、相談内容をお伝えください。
- 予約状況により、ご希望の日時を調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 年金相談の際は、年金手帳（基礎年金番号通知書）や年金証書など、相談者本人を確認できる書類が必要です。

なお、代理の方がご相談に来られる際には、委任状と本人確認ができる書類が必要となります。

詳しくは、各年金事務所へお問い合わせください。

ご予約のお電話は茨城県内の各年金事務所へどうぞ。

水戸北年金事務所	029-231-2283（音声案内「1」→「2」）
水戸南年金事務所	029-227-3278（音声案内「1」→「2」）
土 浦年金事務所	029-825-1170（音声案内「1」→「2」）
下 館年金事務所	0296-25-0829（音声案内「1」→「2」）
日 立年金事務所	0294-24-2193（直 通）

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ



引っ越しなどで
被保険者さまの
住所が変わったときは

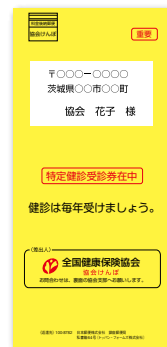
住所変更届をご提出ください！

被扶養者さまの『特定健診受診券』を平成29年4月にご自宅へお送りします

被扶養者（ご家族）さまが特定健康診査を受診する際に必要な『受診券』は、毎年4月に被保険者（ご本人）さまのご住所宛てにお送りしています。

引っ越しなどで被保険者さまのご住所が変更になった場合には、**日本年金機構 茨城事務センター**へ「健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届」をご提出いただきますよう、お願いいたします。

※「住所変更届」の様式は日本年金機構のホームページからダウンロードできます



受診券送付対象の方

- ▶ 協会けんぽの被扶養者で40歳～74歳までの方

留 意 点

- ▶ 住所変更手続きのタイミングによっては、変更後の住所が平成29年度の受診券に反映されない場合がありますので、お早めにお手続きください。
- ▶ 転居等に伴う住所不明などの理由によりお送りできなかった方の受診券は、事業主さま宛てにお送りします。お手数ですが、被保険者さまを通じ、被扶養者さまに届くようご協力をお願いいたします。

住所変更届の提出先は
こちら

〒310-8570

**日本年金機構
茨城事務センター**

（事務センター名と郵便番号だけで届きます）

提出先に
ご注意ください！



● 特定健診受診券 送付までの流れ

事業所さま

住所が変更になった被保険者さまの住所変更届を日本年金機構へご提出ください。



日本年金機構

日本年金機構で住所変更の処理を行います。



協会けんぽ

平成29年
4月頃



日本年金機構に登録されている住所データをもとに、平成29年度の被扶養者さまの「特定健康診査受診券」をお送りします。

 全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

受診



被保険者さまのご自宅に「特定健康診査受診券」が届きます。



お住まいの市町村の集団健診の日程などをご確認の上、受診してください。契約医療機関での受診もできます。

被扶養者さま

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

☎029-303-1584（保健グループ）

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

海外療養費支給申請書は 平成28年10月から神奈川支部に ご提出ください

協会けんぽでは、海外療養費の審査効率化などを目的として、各支部で実施している審査および事務処理を平成28年10月より神奈川支部にて一括で行います。



平成28年10月からの海外療養費申請先

〒240-8515
横浜市保土ヶ谷区神戸町134
横浜ビジネスパークイーストタワー2F



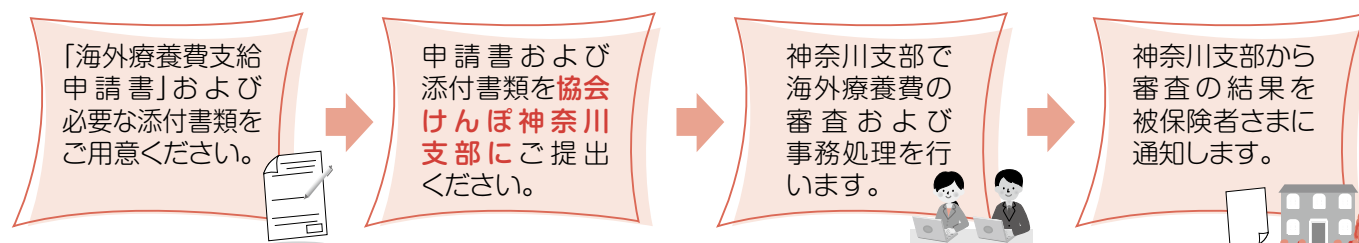
協会けんぽ神奈川支部 海外療養費担当グループ 宛

海外療養費以外の申請書はこれまでどおり協会けんぽ茨城支部へご提出ください

海外療養費とは

海外療養費制度は、海外旅行中や海外赴任中の急な病気やけがなどにより、やむを得ず現地の医療機関で診療等を受けた場合、申請により一部医療費の払い戻しを受けられる制度です。

お手続きの流れ



平成28年
7月から

海外療養費専用の申請書でご提出ください！

海外療養費の申請書は、平成28年7月より従来の「療養費支給申請書（立替払等）」から専用の申請書「海外療養費支給申請書」になりました。

ご申請の際は新様式をご利用ください。

申請書は協会けんぽホームページからダウンロードできます

協会けんぽ

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp>

茨城県社会保険協会からのお知らせ

年金セミナー・健康管理講座を開催します

茨城県社会保険協会では下記の日程で「年金セミナー・健康管理講座」を開催します。この「年金セミナー・健康管理講座」は、事業所に勤務されている55歳以上の被保険者さま及びその配偶者さま、事業所の社会保険事務担当者さまを対象として、退職後のライフプラン・健康管理に必要な情報を提供し、退職後の生活設計に役立てていただくことを目的に、社会保険協会の年金相談事業の一環として毎年実施しております。開催のご案内につきましては今年8月に会員事業所さまにお送りしておりますが、各会場とも募集人員にまだ余裕がありますので、ぜひこの機会に受講されてはいかがでしょうか。

- 開催日・会場** 水戸会場：平成28年11月7日(月) 水戸市宮町1-6-1 ホテルレイクビュー水戸
つくば会場：平成28年11月9日(水) つくば市竹園1-7 筑波銀行つくば本部ビル
日立会場：平成28年11月11日(金) 日立市みなと町6-1 久慈サンピア日立
- 開催時間** 各会場とも、午後1時00分から午後4時00分まで
- 参加対象者** 事業所に勤務(事業主を含む)する55歳以上の被保険者及びその配偶者、事務担当者
- 参加費** 無料
- 募集人数** 各会場とも100名(募集定員に達し次第締め切り)
- 講師** 齋藤敬徳先生(さいとう たかのり)
特定社会保険労務士 社会保険労務士法人 齋藤・船橋労務相談事務所長
塚田洋子先生(つかだ ようこ) 公益社団法人茨城県栄養士会 管理栄養士
糸澤由布子先生(いとざわ ゆうこ) 公益社団法人茨城県栄養士会 管理栄養士
- 演 題** 「年金とライフプラン」
・どんな健康保険に加入したらよいか
・年金はいつから、どのくらいもらえるのか
・老後の生きがいについて
「食事と健康」
- 申込方法** この頁をコピーしていただき、下記「年金セミナー・健康管理講座」参加申込書に参加人数・希望会場を記入し、一般財団法人茨城県社会保険協会へ郵送又はFAXにてお申し込みください。
- 申込先** 〒310-0021 水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階
- 問合せ先** 一般財団法人茨城県社会保険協会 ☎029-226-8005 FAX 029-231-2522
- 主催** 一般財団法人茨城県社会保険協会
- 後援** 茨城県社会保険委員会連合会・茨城県年金受給者協会連合会
※平日開催のため、事業所(事業主)様のご理解とご協力をお願いします。

----- 切 - り - 取 - り - 線 -----

「年金セミナー・健康管理講座」参加申込書

健康保険証の記号(7桁又は8桁の数字) (健保組合はアルファベットの整理記号)		参加人数	被保険者 配 偶 者	名 名
希望会場(○印を付けてください)	水 戸 ・ つくば ・ 日 立			
上記のとおり申し込みします			平成	年 月 日
一般財団法人茨城県社会保険協会長 殿				
事業所所在地	〒			
事業所名称				
事業主名	 (印)			
事業所電話番号				

※「年金セミナー・健康管理講座」参加申込書は、講座開催の目的以外に使用いたしません。